



平成 19 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 瀧 上 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 木 録 郎
(コード番号 5918 東証・名証第 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長
村 上 宗 則
(電話番号 052-351-2211)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 15 日付で国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、営業停止命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止めるとともに、株主の皆様、お客様並びに関係各位には大変ご迷惑をおかけし、あらためて深くお詫び申し上げます。

また、再発防止に向けた教育・研修を引き続き実施し、遵法体制及び内部管理体制の機能強化を推し進め、早期の信頼回復に向け努力してまいり所存であります。

記

1. 処分に至った経緯

当社は、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が発注する鋼橋上部工事の受注に関し、平成 17 年 6 月に独占禁止法違反として起訴され、平成 18 年 11 月に罰金刑の判決を受け、その刑が確定しております。

また、日本道路公団が鋼橋上部工工事として発注する工事について、独占禁止法違反として、平成 17 年 9 月に公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾しました。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するため、今回の処分となりました。

2. 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 営業の範囲 鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(2) 期 間 平成 19 年 1 月 30 日から平成 19 年 3 月 15 日までの 45 日間

3. 今後の見通し

今回の処分による当社の業績に与える影響につきましては、平成 18 年 11 月 24 日に公表いたしました業績予想に織り込んでおります。

以 上